

長崎市立土井首中学校「いじめ防止基本方針」

学校教育目標

体的に行動し、気づく目・感じる心を持ちながら、夢の実現に向かう生徒の育成

令和6年度重点目標（学校教育目標に沿った「めざす生徒像」）

主体的に行動する生徒

- 自らすすんであいさつできる生徒
- 自分の役割を果たす生徒
- 時間を意識して取り組む生徒
- 意欲的に自分の意見を言える生徒

気づく目・感じる心をもつ生徒

- 相手の気持ちを考えて行動できる生徒
- 周りの環境を整えられる生徒
- 仲間の大切さを意識して動く生徒

夢の実現に向かう生徒

- 夢や目標をもち、計画的に取り組む生徒
- 自分の良さに気づき生かせる生徒
- 前向きに挑戦する生徒

長崎市立土井首中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、学校内外を問わず、いじめ問題を追放し、根絶することを目的とする。

「PTAとの連携」

- ・PTA総会
- ・評議員会
- ・理事会
- ・専門部会
- ・学年部会
- ・地区理事会
- ・部活動振興会 など

「いじめ対策委員会」

- 【常設】
- ・校長 ・教頭 ・人権主任
- ・生徒指導主事及び学年担当
- ・養護教諭
- ・SC
- ・学校相談員
- 【個別案件対応班】
- 学年部会を主メンバーとし
- 必要に応じて関係教職員や
- 専門家を追加する

「関係機関との連携」

- ・教育委員会
- ・警察
- ・子育て支援課
- ・児童相談所
- ・法務局
- ・医療機関・民生委員
- ・スクールサポーター
- ・少年センター
- ・学校評議員

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもにも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進する。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、児童相談所、警察等との連携のもと推進する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養う。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

【いじめ防止対策推進法（抜粋）】

- いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条） 児童等は、いじめを行ってはならない。
- 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）
学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。
- 保護者の責務等（いじめ防止対策推進法第9条）
保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

【いじめ問題への取組】

《いじめの防止》

いじめを生まない生き生きとした学校づくりに向け、校内の指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる子どもの自己指導能力を育成する。

- 1 校内指導体制の確立と教職員の指導能力の向上
 - ・いじめの重大性を全教職員で認識し、指導体制を確立するとともに、「学校教育相談の手引き」「いじめ対策ハンドブック」を活用した研修を実施し、教職員の対応力や指導力の向上に努める。
- 2 人権意識と生命尊重の態度
 - ・「いじめは許されない」との人権意識と、お互いを思いやる態度を育成する。
- 3 学校基本方針の周知と家庭・地域社会、関係機関との連携強化
 - ・いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、いじめの根絶を推進する。
- 4 学校基本方針による取組の評価
 - ・学校基本方針等による取組の達成状況を、計画的かつ継続的に点検・評価を実施する。

《いじめの早期発見》

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう心がける。また、定期的なアンケート調査や教育相談により、いじめの実態把握に取り組む。

- 1 教職員による観察や情報交換
 - ・生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、教職員がいつでも情報を共有できる工夫（5W1H気づきメモなど）を行う。
- 2 定期的なアンケート調査や個人面談等の実施
 - ・定期的なアンケート調査や教育相談等、きめ細かな生徒の実態把握に努める。
- 3 「いじめの相談窓口」の設置と教育相談体制の整備
 - ・「いじめ相談窓口」を設置し、学校内外の専門家の活用を図る。
- 4 相談機関等の周知
 - ・学校以外の相談窓口について、周知や広報を継続して行う。

《いじめに対する措置》

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

- 1 いじめの発見や相談を受けたときの組織による対応と事実調査
 - ・いじめが発見された場合、全職員で情報を共有し、正確かつ迅速な事態関係の把握に努める。
- 2 いじめられた生徒またはその保護者への支援
 - ・いじめから守り通すための対応と、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- 3 いじめた生徒への指導またはその保護者への助言
 - ・学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとり、毅然とした対応をする。
- 4 集団への働きかけと継続的指導
 - ・全生徒が、お互いを尊重し認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。
- 5 ネット上へのいじめの対応
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとり、必要に応じ、警察や法務局等との連携を図る。

《重大事態発生時の取組》

生徒の生命、身体または財産に重大な被害を及ぼすいじめ、あるいは犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察等に相談・通報のうえ、連携して組織的に解決するよう努める。

- 1 すべてのいじめ事案は、教育委員会に報告する。
- 2 特にいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。
- 3 いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、関係機関と連携して迅速に対応する。
- 4 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、迅速に調査を実施し、重大事態と認知した場合は、直ちに発生の報告を関係機関に行う。

【いじめ重大事態について】

- 1 調査を要する重大事態の例
 - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認定する。
※土日を除いて7日間連続欠席が続く場合は市教委へ報告する。
 - ③その他の場合
 - ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合
※早期に支援を行うため、必要に応じて事実確認を行う。
※法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施する。
- 2 重大事態の報告
 - ①重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
 - ・学校→教育委員会→市長
- 3 調査を行う組織
 - ①学校の「いじめ対策委員会」又は教育委員会の「いじめ問題調査チーム」において調査を行う。

【年間計画】

月	指導内容
4月	いじめ防止基本方針の共通理解 生徒の情報交換 生徒・保護者等への周知（学年PTA、PTA総会） 小中情報交換 明星園打合せ 連休の生活心得指導 いじめ対策委員会 生活アンケート調査
5月	連休明けの生徒観察・情報交換 いじめ対策委員会 生活アンケート調査
6月	教育週間（道徳公開授業） 学年PTA いじめ対策委員会 生活アンケート調査
7月	夏休みの生活心得指導 生徒総会 三者面談 いじめ対策委員会 生活アンケート調査
8月	平和祈念集会 三者面談 職員研修会（情報交換等） 校内研修（事例研究）
9月	夏休み明けの生徒観察 いじめ対策委員会 生活アンケート調査
10月	薬物乱用防止教室（3年） いじめ対策委員会 生活アンケート調査
11月	3年三者面談 1・2年教育相談 いじめ対策委員会 生活アンケート
12月	人権週間【講話・集会】 生徒会役員選挙 学校評価 冬休みの生活心得指導 いじめ対策委員会 生活アンケート調査
1月	冬休み明けの生徒観察・情報交換 いじめ対策委員会 生活アンケート調査
2月	1・2年PTA 入学説明会（中学校の取組紹介） 学校評議員会 いじめ対策委員会 生活アンケート調査
3月	新入生引継ぎ・情報収集（小中連携） 卒業生情報集約（中高連携） 年間取組の検証・評価 いじめ対策委員会 生活アンケート調査

※6月：長崎っ子の心を見つめる教育週間 ※7月：ココロねっこ運動強調月間 ※9月：自殺防止週間
※11月：ココロねっこ運動強調月間（児童虐待防止） ※12月：人権週間 ※3月：自殺対策強調月間

【いじめチェックリスト】

1 いじめられている子どもが発するサイン ①からだや体調 ☐ 衣服が汚れて、肌を隠そうとする。 ☐ 保健室や職員室への出入りが頻繁である。 ②しぐさや態度 ☐ どこかおどおどして、脅えている。 ☐ 元気がない、浮かない顔をしている。 ③友達との関係 ☐ 今まで付き合っていたグループから急に離れ、交友関係が急に変わった。 ☐ 特定の子どもに席に誰も座ろうとせず、席の周りが開いている。ゴミが散乱している。 ④生活面 ☐ 机やカバンの中などが荒らされている。 ☐ 文具、服、靴が隠されたり、壊される。 ☐ 黒板、トイレに実名やあだ名が落書きされている。 ☐ 学級写真などの顔にいたずらされている。 2 学校での生活場面でのチェックポイント ①学級の雰囲気 ☐ 特定の子どもが当番活動など何度も担当し、役割交代が見られない。 ☐ ひそひそ話や陰口が多くなり、お互いにそれを気にする雰囲気を感じられる。 ②登校時や朝の会 ☐ 早退、遅刻、欠席が目立つ。 ☐ 顔や体に傷やあざがある。 ③授業時間 ☐ 特定の子どもが発表すると笑いや冷やかしの、また無視がある。 ☐ 体育の授業などで、特定の子どもにボールが回らない。	④昼食時 ☐ 給食のデザートなどをとられている。 ☐ 特定の子どもの机と机を離れたがる。 ⑤休み時間 ☐ 一人で過ごすことが多い。 ☐ 用事がないのに、職員室や保健室にくる。 ⑥掃除や諸活動 ☐ いつも後かたづけをさせられる。 ☐ 特定の子どもの机を運ぼうとしない。 ⑦学級活動や班・係活動 ☐ 役員や選手選出のとき、特定の子どもの名前が冷やかしてあがる。 ☐ 班編成で所属が決まらない。 ⑧放課後 ☐ 友達というよりも教師と話したがる。 3 家庭でのチェックポイント ①服装 ☐ 服装が汚れて、乱れている。 ②持ち物 ☐ 持ち物が壊れ、なくなったりしている。 ③金銭 ☐ お金をねだることが多くなる。 ④家庭学習 ☐ 学習意欲がなくなり、成績が急に下降する。 ⑤態度やしぐさ ☐ 朝の起床や登校が遅くなり、登校を嫌がる。 ☐ 日曜、休日は機嫌がよい。 ⑥友人関係 ☐ 友達や学校の話をしなくなる。 4 いじめている子どもが家庭で出すサイン ☐ 買ってやった覚えのない品物がある。
--	---

【いじめ・悩み相談窓口】

相談窓口（機関名）	電話番号	相談時間
長崎市立土井首中学校	095-878-3611	平日 8 : 15～16 : 45
長崎市教委 学校教育課	095-829-1195	平日 9 : 00～17 : 00
長崎市こども相談センター	095-829-1122	平日 9 : 00～17 : 30
長崎市教育研究所	0120-556-275	平日 9 : 00～17 : 00
子ども人権 110 番（長崎地方法務局）	0120-007-110	平日 8 : 30～17 : 15
長崎県警察本部少年課少年サポートセンター 「ヤングテレホン」	0120-786-714	平日 9 : 00～17 : 45
長崎県警生活安全相談窓口	095-823-9110 #9110	平日 9 : 00～17 : 45
24 時間子供 SOS ダイアル 「親子ホットライン」（長崎県教育センター）	0120-078-310	24 時間受付
心の健康相談統一ダイヤル （長崎子ども・女性・障害者支援センター）	0570-064-556	平日 18 : 00～翌朝 9 : 30 土日祝 24 時間
チャイルドライン（認定 NPO）	0120-997-777	毎日 16:00～21:00
長崎いのちの電話（社会福祉法人）	095-842-4343	年中無休 9 : 00～22 : 00
チャット相談窓口 「あなたのいばしょ」（NPO 法人）	https://talkme.jp/	
長崎子ども・女性・障害者支援センター （虐待・非行等）	189	24 時間受付
ゆめおす長崎県子ども・若者総合相談センター （不登校・引きこもり・ニート等）	095-824-6325	月火水金土 10:00～18:00